



# 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の 被保険者の皆様へ



新型コロナの影響により、次の①または②の要件を満たす方は、令和4年度保険税（料）が減免となります。

## 要件

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 → 保険税（料）を全額免除
- ②世帯の主たる生計維持者のいずれかの収入減少（※）が見込まれる方 → 保険税（料）の一部を減額
- 市役所ホームページより申請書をダウンロードして郵送での申請にお使いいただけます。
- 新型コロナウイルス感染予防と窓口混雑をさけるため、郵送による申請を推奨しています。

石垣市ホームページ



新型コロナウイルス感染症情報



市民向け情報

※保険税（料）の一部が減額される条件

世帯の主たる生計維持者が、以下の3つ全てに該当する場合、減免の対象となります。

- (1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険は除く）。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。

注1 介護保険料のみ、条件（1）と（3）を満たす方が減免の対象となります。

注2 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

注3 申請期限は、国民健康保険税が令和4年9月30日（金）まで、介護保険料、後期高齢者医療保険料は令和5年3月31日（金）までとなっております。

※減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得が0円以下や、令和3年の合計所得が0円以下の場合は減免対象外です。

ホームページ



## 窓口

【国民健康保険税】	健康保険課	☎ 0980-87-9045
【介護保険料】	介護長寿課	☎ // 82-7158
【後期高齢者医療保険料】	健康保険課	☎ // 87-9040

## おきなわ 事業者復活支援金

沖縄県では、国が実施している「事業者復活支援金」を上限額で受給した県内事業者（第10期沖縄県感染拡大防止対策協力金を受給した事業者を除く）を対象に、売上高減少率、事業形態、売上規模に応じて支援金を給付する「おきなわ事業者復活支援金」事業を実施しています。

- ・申請受付期間：  
～令和4年8月31日（水曜日）まで

【問合せ】

県ホームページ

おきなわ事業者復活支援金事務局

☎ 098-953-8294

受付時間：9時～17時（平日のみ）



**法人事業者最大50万円**

**個人事業者最大10万円**

※国が実施する2021年11月から2022年3月までを対象とした事業者復活支援金を受給していること。

※国の事業者復活支援金を上限額受給していない事業者は対象外となります。

## 沖縄県ちゅらパーキング制度

沖縄県版のパーキングパーミット制度として「沖縄県ちゅらパーキング利用証制度」が令和4年7月1日から導入されます。

この制度は、公共施設や商業施設等に設置されている障害者専用駐車区画（「車いすマーク」のある駐車区画）の利用対象者を障害者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図るものです。

対象となる方や申請に必要な書類、協力区画の登録、制度の詳細については、障がい福祉課へお問い合わせのほか、沖縄県ホームページをご覧ください。



【問合せ・申請窓口】

障がい福祉課  
☎ 0980-82-9947

県ホームページ

